

【臨床研修施設が行う主な手続について】

手続の名称と期限等	手続が必要となる場合
<p>【年次報告】 手続の期限：<u>4月30日まで</u></p>	<p>・毎年1回、すべての臨床研修施設 (研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合は研修協力施設の年次報告も含む。)</p>
<p>【研修プログラムの追加】 手続の期限：<u>4月30日まで</u></p>	<p>・臨床研修施設が既に指定を受けている区分の中で、新たに他の研修プログラムを追加する場合</p>
<p>【研修プログラムの変更】 手続の期限：<u>4月30日まで</u></p>	<p>・研修プログラムのうち以下の事項を変更する場合 ア 研修プログラムの名称 イ 臨床研修の目標(「歯科医師臨床研修の到達目標」の達成に必要な症例数や研修内容を含む。) ウ 臨床研修を行う分野 エ 臨床研修を行う分野ごとの研修期間 オ 臨床研修を行う分野ごとの臨床研修を行う病院、診療所又は施設 カ 研修プログラムの募集定員</p>
<p>【研修プログラムの廃止】 手続の期限：<u>4月30日まで</u></p>	<p>・研修プログラムを廃止する場合</p>
<p>【臨床研修施設の変更】 手続の期限：<u>変更が生じた日から起算して1月以内</u> ただし、エからカ及びクからコに掲げる事項に係る変更については、臨床研修施設の指定の基準に適合しなくなった場合を除き、年次報告の際に併せて届け出ることができる。</p>	<p>・臨床研修施設について、以下の事項に変更が生じた場合 ア 開設者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地) イ 管理者の氏名 ウ 名称及び所在地 エ 診療科名 オ 病床の種別ごとの病床数 カ 研修管理委員会の構成員 キ プログラム責任者 ク 指導歯科医の氏名 ケ 研修歯科医の処遇に関する事項 コ 研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該研修協力施設に係る次に掲げる事項 ① 開設者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地) ② 管理者の氏名 ③ 名称及び所在地 ④ 研修歯科医の処遇に関する事項 ⑤ 研修歯科医の指導を行う者及びその担当分野 ⑥ 研修協力施設が医療機関である場合にあっては、次に掲げる事項 (i) 診療科名 (ii) 病床の種別ごとの病床数 (協力型(Ⅰ)臨床研修施設および協力型(Ⅱ)臨床研修施設においては、施行通知に別途定める事項)</p>
<p>【臨床研修施設の指定の申請】 手続の期限：<u>4月30日まで</u></p>	<p>・新たに単独型臨床研修施設、管理型臨床研修施設、または協力型(Ⅰ)臨床研修施設、協力型(Ⅱ)臨床研修施設として指定を受けようとする場合</p>

- 注1) D-REIS の入力作業にあたっては、並行して各メニューの入力を行わないでください。研修内容報告(年次報告)、研修施設変更届出、研修プログラム変更届出の入力作業ごとに厚生労働省の検認(検認メール)を確認の上、次の作業を行ってください。
- 注2) 年次報告を施行通知に規定された様式で提出する場合や、D-REIS で行う場合であっても年次報告に必要な事項のうち、「現に実施している研修プログラム」については、D-REIS 内での入力に対応していないため、電子ファイル(PDF や Word ファイルなど)を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に送付してください。
- また、管理型臨床研修施設は、自施設並びに群を構成する協力型臨床研修施設に係る、「歯科医師名簿」、「歯科衛生士名簿」、「看護師名簿」、を取りまとめの上、D-REIS へ入力するか、電子ファイル(PDF や Word ファイルなど)により一括送付してください。
- 注3) 研修プログラムの追加又は変更並びに臨床研修施設の変更の場合は、届出書等を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課に送付し、地方厚生局の歯科医師臨床研修担当者から指示があった後に D-REIS に入力してください。

#### 【根拠法令等】

- ・ 歯科医師法第一六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平成 17 年 6 月 28 日付け厚生労働省令第 103 号)
- ・ 歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(令和3年3月 31 日付け医政発 0331 第 75 号)
- ・ 大学病院と共同して歯科医師の臨床研修を行う臨床研修施設の特例について(令和3年3月 31 日付け医政発 0331 第 87 号)
- ・ 歯科医師の臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について令和3年3月 31 日付け医政発 0331 第 93 号)

#### 【D-REIS について】

- 1 各管理型/単独型臨床研修施設において、同時に複数のコンピューターから D-REIS にログインすることもできますが、最後に保存操作をした画面に表示されているデータが D-REIS の内容に上書きされますのでご注意ください。
- 2 ログインに必要な ID またはパスワードがわからなくなった場合は、D-REIS のトップページの「お問合せ」の部分をクリックしてお問い合わせください。D-REIS に登録されたメールアドレスに電子メールで連絡します。なお、メールアドレスの変更等により電子メールが正しく配信されない場合は、担当の地方厚生局健康福祉部医事課歯科医師臨床研修担当者まで連絡してください。
- 3 ログイン後に臨床研修施設用マニュアルがダウンロードできます。年次報告は、研修内容報告用マニュアルを参照してください。